

議案第二十三号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改める。

第十五条の四第一号中「百分の六・一三」を「百分の六・二八」に、「百分の六十五」を「百分の六十七」に改め、同条第二号中「三万二千二百円」を「三万円」に、「百分の三十五」を「百分の三十三」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の一・九六」を「百分の二・二三」に、「百分の六十七」を「百分の六十六」に改め、同条第二号中「八千七百円」を「一万二百円」に、「百分の三十三」を「百分の三十四」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の〇・九五」を「百分の一・一二」に、「百分の五十二」を「

百分の五十四」に改め、同条第二号中「一万三千二百円」を「一万四千百円」に、「百分の四十八」を「百分の四十六」に改める。

第十九条の二第一号イ中「二万千八百四十円」を「二万千円」に改め、同号ロ中「六千九百円」を「七千四百円」に改め、同号ハ中「九千二百四十円」を「九千八百七十円」に改め、同条第二号イ中「一万五千六百円」を「一万五千円」に改め、同号ロ中「四千三百五十円」を「五千百円」に改め、同号ハ中「六千六百円」を「七千五百円」に改め、同条第三号イ中「六千二百四十円」を「六千円」に改め、同号ロ中「千七百四十円」を「二千四十円」に改め、同号ハ中「二千六百四十円」を「二千八百二十円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の十二、第十六条の四及び第十九条の二の規定は、平成二十四年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十三年分までの保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

国民健康保険の保険料率を改定するほか、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行による児童福祉法（昭和二十二

年法律第百六十四号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。